

暮らしと資産のコンシェルジュ通信

FPオフィス Life & Financial Clinic (LFC)

2020年1月1日発行 Vol.11、第1号

■VUCA(ブーカ)時代を生き抜くレジリエンスとは？



(島根県・出雲大社：令和元年9月撮影)

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

2019年を振り返ると、5月には新元号「令和」となり、新時代の幕開けに、何となくワクワクした期待感がありました。ところが、台風15号・19号による広範囲にわたる甚大な被害や、沖縄首里城の火災などの「災害」が強く印象に残る1年となりました。自然災害は、突如として起こり、私たちの生活に甚大な影響をもたらします。私たちは、様々なリスクを抱えながら生活しなければなりません。

最近、「VUCA(ブーカ)」という言葉をよく目にするようになりました。「Volatility(激動)」「Uncertainty(不確実性)」「Complexity(複雑性)」「Ambiguity(不透明性)」の4つの頭文字を取った言葉です。最近の動きを見ると、自然環境だけでなく、政治・経済などの社会環境分野でも、このVUCAが時代を象徴する言葉として一番しっくりくるように思います。

VUCAと同様に、「レジリエンス」という言葉も注目されています。レジリエンスは、環境学で生態系の環境変化に

対する復元力を表す言葉として使われていました。それが心理学分野に展開されています。レジリエンス研究の第一人者であるペンシルベニア大学ポジティブ心理学センターのカレン・ライビッチ博士は、レジリエンスとは「逆境から素早く立ち直り、成長する能力」と定義しています。ライビッチは、レジリエンスを高める6つのコンピテンシーを挙げています。

- ①自己認識: 大切にしている価値観・人生の目標
- ②自制心: 状況に合わせて感情・思考・行動を律する
- ③精神的敏速性: 多面的に捉え、大局的に対処する
- ④楽観性: 未来は良いものになるという確信
- ⑤自己効力感: 問題に対し、やればできるという自信
- ⑥つながり: 他者とのつながり(ネットワーク)

ライフプランを作ることは、自身の人生の目標を定め、人生を大局的に捉え、状況に合わせて修正する手助けになります。ライフプランを持つことは、何が起こるのかわからない、不確実な世の中(VUCA時代)を生き抜くために、レジリエンスを高めるのに必要不可欠なものと言えるのではないのでしょうか。

令和時代を迎え、私たちLFCは、「VUCA時代を生き抜くためにお客様のレジリエンスを高める」という視点を大切にしたいと思います。

本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

FPオフィス Life & Financial Clinic
ファイナンシャル・プランナー
平野 泰嗣 平野 直子



◆お届けする内容◆

・VUCA(ブーカ)時代を生き抜くレジリエンスとは？

・IROOPで無料あたまの健康チェックを受けよう！

・投資判断の情報源は、「足下」、「中長期」、「未来予測」の3つ持つ

・厚生年金の被保険者の適用拡大と雇用延長への対応が改正のポイント

・遺産分割トラブルで多い、介護の貢献をどう解決する？

・2020年税制改正、一層、複雑になるNISA(ニーサ)制度

・2019年下半年のLFCの活動報告

・LFCのお勧め相談メニュー

■IROOP®で無料あたまの健康チェックを受けよう！

65歳以上の高齢者の認知症患者数と有病率の将来推計は、2025年には認知症患者数が約700万人となり、65歳以上の高齢者の5人に1人(有病率20%)になると見込まれています。認知症に対する医学的な研究も進んでいて、認知症の予防や薬物療法によって認知症の進行を遅らせることも可能になっています。他の病気と同様に早期発見・早期治療が大切です。

そこで、自身のあたまの健康状態をモニタリングすることができるサービスとして、「IROOP®」をお勧めします。IROOPは、認知症予防のための健常者向け情報登録システムです。認知症が発症する前の症状をとらえ、生活習慣の改善

などにより認知症の発症を予防する因子を解明することなどを目的とします。40歳以上の健康な人であれば、誰でも登録でき、生活状況アンケートを記入すれば、電話による「あたまの健康チェック」や「Cogstate」(オンライン認知機能検査)の診断を無料で受けることができます。ぜひ、ご家族にもご紹介ください。私も実際に診断し、A判定(正常)を得ることができました。



(<https://iroop.jp>)

IROOPに登録された日本人の高

齢健常者の大規模データから、認知機能の変化に影響している因子が解明されました。具体的には、風呂に入る、洋服を着ることなどの日常生活活動が低下すること、抑うつ、がん・糖尿病の既往、慢性的な痛みの有無、および聴力損失等が認知症の危険因子として指摘されています。このことから身体活動の低下や認知機能の低下を防ぐために、家庭外の社会的活動への参加や気分低下の防止、さらには身体的な痛みの除去や生活習慣病への介入が認知症予防になることが明らかになりました。高齢のご家族がいらっしゃる方は、危険因子に該当しないか、あるいは、早めの認知機能診断の受診をお勧めします。



投資判断の情報源は、「足下」、「中長期」、「未来予測」の3つ持つ



2020年以降の投資状況をどう判断するか？

■足下の投資判断は運用会社の報告書で

【2019年日経平均株価推移】



2019年の国内市場を振り返ると、日経平均株価は年初来約20%の上昇で、結果を見ればまずまず

の年でした。期中は、米中貿易摩擦問題による先行き懸念や、消費増税による景気減速感から一時軟調に推移しましたが、最近では、米中貿易摩擦の緩和への期待から、リスク資産へのシフトが活発化する動きを見せています。各投資運用会社が発行する投資レポートをいくつか読むと、2020年の投資環境は、概ね楽観的な見方が多いように思います。

こういった足下の投資状況判断は、投資運用会社や証券会社の投資レポートが参考になります。なかなかレポートを読む時間が取れないという人も四半期に1回程度は、ご自身の資産状況の確認に合わせて、一読することをお勧めします。個人的には、1枚もののレポートが豊富な、日興アセットマネジメントのサイトをよく利用しています。

■中長期的な予測は官公庁・シンクタンクから

中長期的な投資をする場合、金利や為替、経済成長率などのファンダメンタルズの情報が重要になります。これらの情報は、内閣府が作成している「中長期の経済財政に関する試算」などの官公庁の資料が参考になります。この試算では、①成長実現ケース(アベノミクスで掲げたデフレ脱却・経済再生という目標に向けて、政策効果が発現する姿)と②ベースラインケース(経済が足元の潜在成長率並みで推移する姿)の2つの試算が行われています。名目長期金利は、成長実現ケースでもベースラインケースでも2022年度まで0.0%に設定されているのは興味深いところです。

官公庁以外から情報を入手するのであれば、金融機関のシンクタンクのレポートがお勧めです。個人的には、ニッセイ基礎研究所のレポートを参考にすることが多いです。国内外の中長期の経済予測のレポートなどが充実しています。また、生活関連のコラムも充実していて、参考になります。メールマガジンを登録すると、記事のヘッドラインが送られてくるので、関心のある記事を手軽に入手しやすいです。

■未来を予測して投資をするには？

長期的な投資をする際には、未来に起こることを予想するという視点も重要です。もちろん、一個人では、未来を予測することは困難です。そこで、まず参考にしたいのは、国の政策です。未来投資会議が昨年12月19日に取りまとめた「新たな成長戦略実行計画策定に関する中間報告」には、国が成長戦略として今後積極的な支援を行う分野が示されているので、一読する価値があります。

国の政策のような近未来ではなく、遠い将来、例えば「100年後の世の中はどのようなのか？」という視点も、新しい投資先を発掘するのに必要な視点かもしれません。100年後の未来予想を公表している代表的なものに「NRI未来年表」(野村総合研究所)と「未来年表」(生活総研)があります。未来年表(生活総研)では、将来起こるかもしれない未来を自分の年齢に合わせて一覧できる「あなたの未来年表」という機能があります。自分の未来を投影しながら投資先を探すのも一興です。有益な投資に関する情報は、意外と身近にあるものです。信頼性の高い情報源を複数持つこと、流れを掴むために、定期的に関覧することが大切です。

将来の公的年金を占う、年金財政検証が公表されました！



■厚生年金の被保険者の適用拡大と雇用延長への対応が改正のポイント

日本の公的年金は、現役世代が納める保険料を、その時の年金支給の主な財源とする賦課方式を採用しています。公的年金の財政バランスは、社会・経済情勢の変化によって年々変わります。100年先までの収入・支出の見通しを立てても、予測のズレが生じます。そこで、少なくとも5年ごとに財政検証を行い、人口や経済の実績を織り込み、新しい見通しを作成します。令和元年は、年金財政検証の実施年に該当し、2019年年金財政検証が公表されました(2019年8月27日)。

■年金水準は現役男子の5割、約2割目減り

年金財政検証では、年金水準を現役男子の手取り収入に対する夫婦の年金額の比率である、所得代替率を公表しています。2019年度の所得代替率は61.7%であるのに対し、2060年度の所得代替率は50.8%になると予想されています(経済:ケースⅢ、人口:中位の場合)。右下の図を見ると夫婦の年金額は物価上昇などを加味して増加していますが、現役男子の手取り収入も物価上昇や賃金状況を加味すると増加しているため、現在の価値に引き直すと、約2割ぐらい、年金額が目減りすることになります。ただし、これは、今回の年金財政で初めて示されたものではなく、前回の2014年の年金財政でも、同様の結果が示されています。政府は、公的年金の水準を現役世代の平均収入の50%以上が維持できるとしています

が、経済指標や合計特殊出生率などの前提条件を変えて示された複数のパターンを見ると、中には所得代替率50%を下回るものもあります。

■所得代替率を見ても、あまり意味がない

ところで、私個人としては、所得代替率の議論は、あまり意味がないと考えています。現役男子の手取り収入は、税・社会保険料を控除したものであるのに対し、夫婦の年金額は額面金額になっています。夫婦の年金を手取り収入とした場合、実質的な所得代替率は、もっと低くなります。また、夫婦の年金には、妻の厚生年金が含まれていない点です。夫婦共働きの期間があるのであれば、夫婦の厚生年金で考える必要があります。老後の家計収支から算出された「老後資金2000万円不足問題」のように、統計上の一般論ではなく、自分に当てはめて考える必要があります。

■年金制度の将来を占う、オプション試算

財政検証が示す年金水準は、保険料や年金受給開始年齢を現状に据え置いた場合の試算です。超少子高齢化が進むことを考慮すれば、年金水準が引き下げられるのはやむを得ないことです。その一方で、今の制度をベースとしながらも、今後の制度改革の参考となるように、いくつかのオプション試算が示されています。

①被用者保険のさらなる拡大

・事業者の規模要件を廃止(125万人)

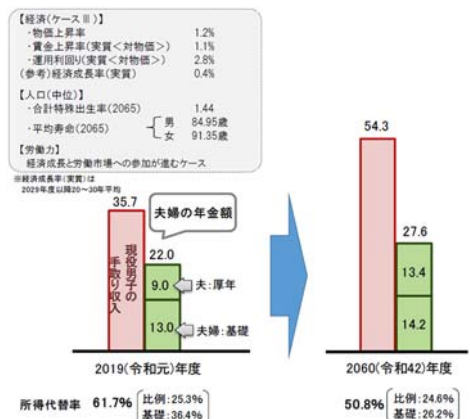
- ・月収5.8万円以上の全員に拡大(1050万人)など
- ②保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択
- ・基礎年金を65歳まで5年間延長(給付も増加)
- ・在職老齢年金の見直し
- ・厚生年金の加入上限を70歳から75歳に延長
- ・受給開始時期を現行の上限70歳から75歳までに延長 など

年金制度改革について、厚生労働省の社会保障審議会年金部会で議論されていますが、昨年12月25日に一定の方向性が示されました。

①多様な就労を年金制度に反映する被用者保険の適用拡大

②就労期間の延伸による年金水準の確保・充実

年金制度改革は、制度維持に必要なことですが、分かりやすい制度であって欲しいです。



相続人以外の介護の貢献に報いる「特別の寄与の制度」創設



■遺産分割トラブルで多い、介護の貢献をどう解決する？

遺産の多寡に関わらず、相続にはトラブルがつきものです。パソコンの漢字変換の候補に「争族」が入っているのは驚きです。相続争いの原因は、様々ですが、兄弟姉妹間においては、親の介護が発端になることが多いように思います。同居している長女が「私にだけ介護を押し付けて、あなたたちは何もしなかったじゃないの！」とか、「親の財産を使い込んだ！」など、一度、言葉と感情の衝突が始まると、なかなか収拾がつかなくなってしまうのです。

■兄弟姉妹間の介護問題は「寄与分」で解決
民法では、兄弟姉妹は、平等に相続することになっていますが、被相続人(亡くなった人)の「財産の維持や増加に貢献した相続人」は、寄与分として相続財産の増額を主張することができます。遺産分割協議で、寄与分の主張が認められれば円満解決となりますが、寄与分の主張から相続争いに発展するケースが多いのです。遺産分割協議で解決できない場合は、家庭裁判所(家裁)に申し立てることになります。家裁が寄与分として認める条件は意外と厳しいです。親子関係には扶養義務があるので、兄弟3人のうち、一番親の介護をしたというだけでは、通常、寄与分は認められません。寄与分を家裁で主張する場合は、扶養範囲を超えていたことの証言や証明書類の提出が求められます。例えば、本来は、親の費用で負担すべき入院費用を払った場合は、財産の維持に貢献したと考え

られるので、寄与分に該当しますが、自分のお金で支払ったことを証明するために、通帳の引き出し記録や領収書が必要になります。また、寄与分を主張するためではなくても、同居して親の介護をする場合は、どんな介護をしたのか、どこからお金引き出して何に使ったかをしっかり記録しておいた方が、トラブルの防止になります。

■嫁の介護は「特別の寄与」で解決

【図】のように、長男の妻が、長年、被相続人の介護を行ってきたとします。長男夫婦には子どもがいません。被相続人よりも長男である夫が先に亡くなった場合、その妻は、相続人になれないため、被相続人の財産にあずかることはできません。また、寄与分は相続人にしか認められていないので、長年介護を一人で行ってきたとしても、相続人である長女、次男に介護による寄与分を主張することができません。その不公平を解消するために、2018年民法改正によって、2019年7月から「特別の寄与の制度」が創設されました。相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合は、相続人に対して金銭の請求をすることができるようになりました。ここで、注意すべきポイントは、遺産分割の手続が過度に複雑にならないように、遺産分割自体は、従来通り、相続人(長女・次男)だけで行い、介護等を行った親族(特別寄与者:長男の妻)には、相続人に対する金銭請求(特別寄与料)を認めることとした点です。

■特別寄与料請求の条件

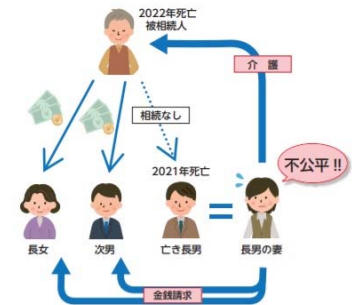
- ①無償の療養看護、介護等(対価・有償はNG)
- ②被相続人の財産の維持・増加に貢献
- ③相続人以外の親族である(第3者はNG)
- ④相続を知った時から6ヶ月または、相続の開始から1年以内に請求

特別寄与者が相続人に対して、特別寄与料の支払いを請求します。それが認められれば良いのですが、拒否された場合などは、家庭裁判所に決定してもらいます。寄与分の時と同様に、証明できる資料があると良いでしょう。

■遺言で感謝を伝えるのがベスト

寄与分も特別の寄与も、主張するには大変な労力が必要です。介護等の貢献を正しく評価できるのは本人だけです。本人が遺言書で感謝を伝える内容を記した方が、金銭目的で介護をした訳でなくても、苦勞が報われた気がして、きっと嬉しいはずですよ。

事例 亡き長男の妻が、被相続人の介護をしていた場合



資産形成のための積立投資を推し進めるNISA改正



■2020年税制改正、一層、複雑になるNISA(ニーサ)制度

昨年12月20日に令和2年度税制改正大綱が閣議決定されました。老後に備えた資産形成を後押しするため、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の見直し・延長が大きな柱の1つです。

■NISA改正の主な内容

- ①つみたてNISAを5年延長する。(2023年中の開始まで20年の積立期間を確保)
- ②一般NISAは、一階で積立投資を行っている場合には二階で別枠の非課税投資を可能とする二階建ての制度に見直した上で、5年延長する。
- ③ジュニアNISAは、2023年末で終了する。

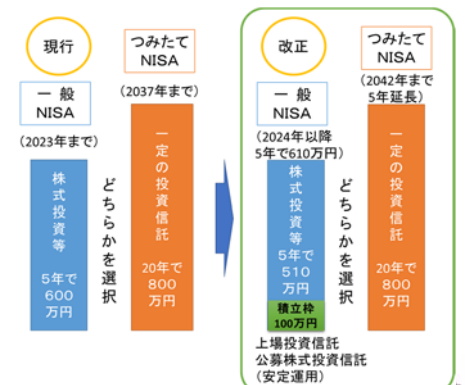
●つみたてNISA

つみたてNISAは、2018年に創設され、2018年から2037年までの20年間、毎年40万円、最大800万円の非課税積立ができる制度です。投資対象は、一定の条件を満たす投資信託です。開始時期が遅くなるほど、積立期間が短くなるため、2023年までは、最大20年間の積立ができるように制度を延長したものです。

●一般NISA

一方、一般NISAは、2014年に創設され、新規投資額で毎年120万円(投資可能期間は2023年まで)、非課税投資枠は最大600万円となる制度です。投資対象は、株式・投資信託等です。2024年以降は、制度を見直した上で、5年間延長されます。大綱を何度読み返しても理解しにくいのですが、年間20万円を上限とした累積投資を行っている場合に、年間102万円を上限とする非課税枠が設定されるというものです。各種メディアで、積立投資部分は、低リスクの積立とか、安定運用という表現がされているようですが、大綱を読み解くと、積立投資の非課税に関する記載で、対象となるのは、**株式投資信託**(その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。)とされているので、決して、低リスクであったり安定運用と言えるものではありません。なお、102万円の非課税枠は、現行の一般NISAと同様、株式も対象になっています。

2023年の一般NISAの終了までに株式が一気に売却され暴落が懸念されていましたが、今回の延長によって回避されたと言えます。資産形成のための積立投資を推し進めたいという意向が強くなっていると理解できるのですが、制度が複雑になると利用者が利用しにくくなってしまいます。恒常的な制度になることを期待しますが、従来の一般NISA、つみたてNISA選択制とした方が、分かりやすいのではないかと思います。



京橋オフィス & 国分寺相談室で、ご夫婦での相談、好評受付中！



BSテレ東 日経プラス10・12/12出演



タリフジ・コメント・12月



FPフェア2019 FP実践塾・講師・10月



鳥取砂丘・9月

ポクたちも砂丘に
行きたかったワン！



公認心理師登録・10月



住宅セミナー in 新宿NSビル



河口湖大石公園・10月



あいかわ公園・12月

2019年下半期のLFCの活動報告

令和の元号がようやく馴染んできた2019年下半期を振り返ります。

●ビジネス

「老後資金2000万円報告書問題」を契機に、老後のライフプランへの関心が高まり、下半期は、相談が急増しました。

平野泰嗣は、昨年創設された心理職の国家資格である、公認心理師試験に合格し、登録しました。超高齢社会に代表される、複雑で生きにくい世の中で、お客様の心理・社会(経済)の両面で、良き伴走者となれるよう、気持ちを新たにしました。12月にBSテレ東の日経プラス10の生放送に出演しました。緊張で、自分としては40点ぐらいの出来でした。コメンテーターとして日頃からテレビに出ている人って凄いなあ…と改めて思いました。

平野直子は、資格関係では、日本証券アナリスト協会が認定するプライマリー・プライベートバンカー(PB)資格を取得しました。お客様の資産管理面の良きアドバイザーとしてお役に立ちたいと思います。下半期は、講演の仕事も多く頂きました。企業向けの介護と仕事の両立セミナーや、住宅セミナーの他、

日本FP協会主催のFPフェア2019で、FPの方向けに「高度化する顧客ニーズに応えるためのスキルの身につけ方」というテーマで講師を担当させて頂きました。

●プライベート

9月初旬に、中国・山陰地方を周遊してきました。新幹線で姫路に行き、レンタカーを利用して姫路から鳥取に北上し、鳥取砂丘、由志園、足立美術館、玉造温泉を経由して、鳥根県の出雲大社。そこから南下して広島県の尾道までの5泊6日の旅行でした。なかなか山陰地方に行く機会がなかったのですが、鳥取県、島根県を訪れることができ、本州全県、ようやく制覇しました(泰嗣)。残りは、四国の愛媛と高知、九州の佐賀、長崎、大分、宮崎の合計6県です。途中、立ち寄った白兔神社の御朱印帳は兎が書かれていて素敵だったので、思わず購入。以後、御朱印を頂くことにはまってしまう、出張の際も、持ち歩くようになりました。出張だけではなく、プライベートでも持ち歩く機会を増やしたいです。(レゴ&ベルとの旅行も増やして欲しいワン！)

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031

東京都中央区京橋 1-3-2

モリイチビル304 (受付4F) オフィス平野

電話 : 03-3231-6113

メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Web サイトもご覧ください

<https://www.mylifeplan.net>

●顧問FP (38,500円/1年間)

【いつでも相談できるあなたのFP】

お客様の生活状況に合わせて、いつでも相談できる「顧問FP」として、お客様とライフプラン、ファイナンシャルプランを共有し、その実現をサポートします。

★未来設計図(ライフ&マネープラン)作成★ HPより、お問合せください。



●総合資産管理サービス (110,000円~/年)

【家計財産簿と資産総合分析】

ファミリーミッション実現のために戦略的な事業承継・円滑な財産移転等を提案。総合資産管理の視点でポートフォリオ分析、保障分析、相続分析を行います。

★家計財産簿、診断レポート付★ HPより、お問合せください。



●相続・遺言と経営の相談

人・企業の“夢・想い”をカタチに！

「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」
～平野経営法務事務所～

- ・老後の暮らし
- ・遺言と相続
- ・プライベートバンキング (PB)
- ・経営サポート



暮らしと経営の資産コンシェルジュ
平野経営法務事務所
Hirano Management & Legal Office
人・企業の“夢・想い”をカタチに！

<https://www.family-concierge.net>